

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	大井手 (宝光の一部、七日市、松川、木崎、日和、引地、犬の馬場、立喰、春日、大久保)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月19日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【担い手の確保・育成】 ・耕作者の年齢割合は70歳以上が高く、後継者未定の農地も多くあり、農地の維持保全のためには受け手の確保が必要不可欠である。 ・水田は借り手がいるが、畑は借り手がおらず、荒れているものもある。</p> <p>【農道・農地】 ・農業生産法人が借りているが、農道が狭いため、農道に止めた機械等が通行の妨げとなり、苦情を受けて返却するケースが増えている。 ・大型機械を利用するには、20a以上の区画が必要である。</p> <p>【鳥獣被害】 ・獣害(野生ザル、イノシシ)を受ける。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>・水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米)を主要作物としつつ、園芸作物(カンショ、サトイモ、ゴボウ、コマツナ、加工ホウレンソウ、エダマメ、施設キュウリ、キンカン、イチゴ、ミニトマト)や飼料作物(トウモロコシ、牧草、飼料用米、WCS)、工芸作物(茶)等の団地化を形成する。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	320.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	320.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>・「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。</p>
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>・担い手(専業農家・兼業農家)を中心に集積、集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理事業推進員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>・今後、農地の相続等に伴い地権者が地区外に在住する場合が多くなることから、賃料の支払いや貸借契約を円滑に進めるために農地中間管理機構を活用していく。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>・農業の生産効率の向上や農地集積、集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>・農業機械を所有していない土地持ち非農家や、農作業ができない高齢者等には、農作業受託組織等への委託を促す。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・被害状況を把握し、侵入防止柵や檻の設置等を検討して、被害防止の構築等に取り組む。